

介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算
実績報告書(令和 5 年度)

1 基本情報<共通>

フリガナ	カブシキガイシャ スマイル・ランド			
法人名	株式会社 すまいる・ランド			
法人所在地	〒 356-0004 埼玉県ふじみ野市上福岡3-11-3			
フリガナ	ヨシダ コウジ			
書類作成担当者	吉田 幸治			
連絡先	電話番号	049-267-3338	E-mail	yoshida.k@smile-land.com

【本実績報告書で報告する加算】 ※取得した加算について「○」、取得しない加算について「×」を選択すること。

☒ 介護職員処遇改善加算 (処遇改善加算)	☒ 介護職員等特定処遇改善加算 (特定加算)	☒ 介護職員等ベースアップ等支援加算 (ベースアップ等加算)
---	--	--

2 実績報告について<共通>

- ・ 2(2)(3)では以下の要件を確認しており、オレンジセルが「○」でない場合、加算取得の要件を満たしていない。
- I 【処遇改善加算】介護職員の賃金について、処遇改善加算による賃金改善所要額が、同加算の算定額以上であること
- II 【特定加算】介護職員及びその他の職員の賃金について、特定加算による賃金改善所要額が、同加算の算定額以上であること
- III 【ベースアップ等加算】介護職員及びその他の職員の賃金について、ベースアップ等加算による賃金改善所要額が、同加算の算定額以上であること
- IV 【全加算】処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないこと。

(1)加算額以上の賃金改善について(全体)

取得した加算の合計	
① 令和 5 年度の加算の総額	41,604,725 円
② 加算による賃金改善所要額の総額 (①の加算の総額以上であること)	46,626,113 円

(2)加算額以上の賃金改善について(各加算の内訳) 要件 I 要件 II 要件 III

	処遇改善加算	特定加算	ベースアップ等加算
① 令和 5 年度の加算の額	32,197,986 円	3,534,284 円	5,872,455 円
② 各加算による賃金改善所要額 (①の各加算の額以上であること)	(a) 36,336,908 円	(b) 4,360,437 円	(c) 5,928,768 円

(3)加算以外の部分で賃金水準を下げないことについて

① 令和 5 年度の加算の影響を除いた賃金額	(d)-(a) 297,865,805 円	要件 IV
(ア)本年度の賃金の総額	(d) 344,491,918 円	
(イ)本年度の加算による賃金改善所要額の総額(再掲)	(a) 46,626,113 円	
② 前年度の加算及び独自の賃金改善の影響を除いた賃金額(①の額は②の額を下回らないこと)	(f)-(g)-(h)-(i)-(j) 290,818,657 円	
(ア)前年度の賃金の総額	(f) 331,154,853 円	
(イ)前年度の処遇改善加算の総額	(g) 29,767,465 円	
(ウ)前年度の特定加算の総額	(h) 3,629,007 円	
(エ)前年度のベースアップ等加算の総額 (介護職員処遇改善支援補助金の総額を含む)	(i) 6,939,724 円	
(オ)前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額	(j) 0 円	

- 【記入上の注意】
- ・ (a)～(c)には、処遇改善加算等による賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
 - ・ (d)には、加算の配分対象とした全ての職員(介護職員及びその他の職種)の賃金の総額を記載すること。(処遇改善加算、特定加算、ベースアップ等加算の加算額を上回るために実施した賃金改善の所要額を含む額を記載すること。)
 - ・ (f)には、加算を取得する前年度(4月～3月)の実績値について、加算等の配分対象としたすべての職員(介護職員及びその他の職種)の賃金の総額を記載すること。(処遇改善加算、特定加算、ベースアップ等加算及び処遇改善支援補助金の加算等の金額を上回るために実施した賃金改善の所要額を含む額を記載すること。ただし、職員構成が変わった等の事由により、例えば、本年度に入職(退職)した職員と同等の賃金水準の職員が前年度から在籍していた(いなかった)ものと仮定して計算する方法により、今年度との比較に適した値に修正することが可能である。
 - ・ (g)～(j)には、加算を取得する前年度(4月～3月)の実績値について、都道府県国民健康保険団体連合会から通知される「介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」「介護職員処遇改善支援補助金 支払額通知書」に基づき記載すること。ただし、(i)について、令和4年4月サービス提供分の介護職員処遇改善支援補助金の額は、令和4年5月審査分(2～4月サービス提供分)の額を3等分して推計すること。
 - ・ (j)の独自の賃金改善額は、本実績報告書の提出年度における独自の賃金改善分(初めて処遇改善加算を取得した年度以降に新たに行ったものに限る。処遇改善加算、特定加算及びベースアップ等加算そのものの配分を除く。)をいうものであり、処遇改善加算等の加算額を超えて賃金改善を行った場合にはその金額も含む。(j)に計上する金額がある場合には、必ず「2(4) 各介護サービス事業者等による処遇改善加算、特定加算及びベースアップ等加算の配分を除く賃金改善」欄に支給額、方法等の具体的な賃金改善の内容を記載すること。